

1986
6

自治研月報 かながわ

No.7(通算71)通常総会議案、自治体労働者の権利



法人 神奈川県地方自治研究センター

1986

6

自治研月報

かながわ

No.7 (通算71) 通常総会議案、自治体労働者の権利



主催 神奈川県地方自治研究センター

もくじ * * * CONTENTS

<第3回通常総会>

1985年度事業報告書	1
活動日誌	4
会計監査報告書	7
収支決算書	8

<第2回通常総会>

1986年度事業計画	10
1986年度予算	14

地方行革と自治体労働者の権利（その2）

自治労県本部組織部長 宮崎数美

3.業務命令と現業労働者の権利	16
4.和解の条件とその実例	22

1985年度事業報告書

1985年（昭和60）4月1日から社団法人として再出発した当方自治研究センターの第1年次（通算第9年目）の事業について、次のとおり報告します。

1 調査研究事業

（1）調査活動

① 資料の収集

地方自治に関する参考文献を購入し、資料を収集整理することは調査活動の基本となります。前年団体の資料を引き継ぐとともに県内自治体の予算書をはじめとする基礎資料の収集を行い保管しています。また、各種の白書、行政資料等を購入・収集し整理しました。

現在3500余冊の参考文献・法令集・各種統計書などを保管し、95種類の雑誌・定期刊行物が整理保管されています。資料等の増加に伴い保管分類等の近代化が今後の課題です。

その他、各研究テーマごとに、財政・統計・選挙などに関する資料のコピー、スクラップなどをその都度整理保管しています。また、パソコンコンピュータの導入によりデータ整理と保管を効率化する作業にはいりました。国勢調査、事業所統計、商業統計、工業統計など指定統計のほか、各種選挙結果や公共施設状況調べなどについて市区町村ごとのデータ入力が進んでいます。

② 調査活動

自治体の予算・決算等の資料を中心にして、各市町村ごとに類似自治体間の見やすい比較統計資料の作製に着手していきました。各都市ごとの基本的な決算統計は入力し終わり、財政指標についても比較表ができました。予算についての作業を現在進めています。

住民意識調査や、自治体職員の意識調査を分析するためのプログラムが整備されたので、会員からの依頼をうけ調査と分析をおこないました。85年2月に実施した「緑区民の意識調査」を分析し、その結果を公表しました。また、中央大学横山研究室との協力で逗子市民意識調査を実施しました。その結果を86年1月に公表し多くの注目を集めました。さらに、横浜市従生支部の依頼により「OA化に関する意識調査」を行いました。

これらの調査はいずれも調査の設計、実施、分析を通しながら、手法を開発するなどの努力を続けてきました。

また、85年2月に出された地方行革に関する「自治省通知」により、地方自治体の行政改革が大きな課題になりました。県内各自地体における行革のうごき、推進本部や懇談会・委員会などのうごきを節ぶしで調査し、その結果を発表してきました。地方行革をめぐって各都市の特徴的な動き、そして懇談会・委員会での答申や地方行革大綱についての内容を調査し、その調査結果を主要項目についてまとめ発表してきました。この調査結果にもとづき各都市で開かれた地方行革対策会議に資料として提供するとともに会議で意見を述べました。また、県内

の労働者側代表で行革懇話会などに出席している委員が一同に集まり、状況報告と交流を行うための対策会議を開催しました。この地方行革の取組が、今年度の大きな事業だったといえます。

(2) 研究活動

① 改定新神奈川計画研究会

神奈川県の基本計画である「新神奈川計画」について全面的な改定が行われることになり、この改定にあたっての取組を開始しました。85年5月から清水、諸星の両副理事長を中心として内部の小委員会を発足させ議論を進め、1月に県の改定基本構想が発表されたことから本格的な研究会を発足させました。1月までに基本構想の討論を終え、基本計画についての討論に入っています。

② 地域の産業・雇用政策研究会

神奈川県地方労働組合評議会との共同研究のテーマとして地域の産業政策のあり方について研究を開始しました。産業構造、就業構造が80年代をむかえて大きな変化がありました。その変化の実態についての調査研究から手がけました。県評のスタッフと共同で研究会を持つとともに、半年間にわたって各種資料の収集と現状分析の作業を行いました。そして85年9月の県評大会に「神奈川の産業構造・労働市場の変化」のレポートを中間報告としてまとめました。その後も各種データの入力作業を進め地域ごとの分析ができる準備を進めています。

③ 高度情報化社会と自治体の役割研究会

前年からはじまったこの研究会は、高度情報化に対応するための自治体のるべき政策についての議論を続けました。米国での情報政策の実態を調べ、その調査結果の報告や研究者からの問題提起をうける研究会を続けながら、ワーキンググループによる作業を進めました。その

結果、自治体のるべき情報化のための政策づくりの提言をまとめました。「自治体の情報通信政策の確立にむけて(意見書)」として県知事あて提言することとしました。

④ 地域政治構造研究会

「地域政治の行政化」が問題視されるなかで、県内の各地域でおきている政治的変動についての分析を行うのがこの研究会の主旨であり、問題がおきる都度開催してきました。逗子における米軍住宅建設をめぐる議会と市長のダブルリコールや、それに関連した市民意識調査の分析会議を行いました。また各種のデータを使って同市の行財政の現状についての分析作業を行いました。

さらに、鎌倉における「行革」を公約にした市長が登場するなどのうごきに対して、現地レポートと分析の会議を開きました。

⑤ 3道県共同研究会

83年に当選した北海道と福岡の革新知事のもとにある地方自治研究センターとの共同研究が続けられました。今年は11月に「県道政の総合計画を通しての政策づくり」を主テーマにして横浜で開催しました。各道県から研究者、政策担当者、そして自治体労働者が参加し、政策交流を深めました。

2 自治啓蒙活動

(1) 研究啓蒙活動

① 地方自治研究集会の開催など

第21回全国自治研集会が「女・子ども・高齢者の時代のまちづくり」をテーマに85年10月20日から4日間大阪市で開かれました。当センターから助言者として研究講師団の方々

と事務局が参加しました。また、この全国集会の特別報告をつくる「自治体改革」「コンピュータ」のプロジェクトに事務局からそれぞれ参加し協力を行ってきました。

また第22回自治研神奈川集会が水問題、病院、保育、現業、4つの課題別集会を中心に7月に開催されました。そして自治研全国集会の参加者を中心に10月に県全体集会を開き参加への意思統一をしました。

② 地方行革講座の開催など

地方行革が大きな課題となった年で、そのための講座、学習会、集会を開催しました。5月には地方議員を対象にした「地方行革セミナー」を小田原、横須賀、海老名で開きました。また地方行革をテーマに相模原の市民のつどい、湘南三浦地区集会（茅ヶ崎）、平塚市の議員学習会をはじめ、県内各地域での地方行革についての講座・学習会・集会などで問題提起をしました。

③ 講演会、学習会への講師派遣など

団体会員や労働組合などからの要請をうけ、講演会や学習会にあたって専門分野に添った講師として当研究センター研究講師団や専従職員を派遣しました。前述の行政改革の他に地方財政、外国人登録、コンピュータ、公務労働などのテーマが主なものでした。

また、横浜市の福祉・保健医療情報システム研究調査委員会、平和経済計画会議の地域雇用労働政策委員会からの要請をうけ研究委員として佐藤研究員を派遣しました。

（2）出版活動

① 自治研かながわ月報の発行

会員及び県民に対して当センター保存の資料の紹介や事業内容を紹介するための「自治研かながわ月報」を隔月発行しました。

No. 1 (通算65) 横浜緑区アンケート調査

・設立総会議案 (85年4~6合併号)

No. 2 (通算66) 地方行革特集 (85年8月号)

No. 3 (通算67) 福祉・保健医療情報システムとプライバシー保護 (85年10月号)

No. 4 (通算68) 逗子・鎌倉の市民意識 (85年12月号)

No. 5 (通算69) 高度情報化社会と自治体の役割 (85年2月号)

② 月刊自治研の配布

会員に対して、自治労本部発行の「月刊自治研」を、自治体問題に関する資料として、「自治研かながわ月報」とあわせて無料で配布しました。85年からは月刊自治研の編成も変わり、読みやすい内容となっています。

3 その他

機関運営など

当研究センターの機関運営を行うために次の会議を開催しました。

第1回理事会

1985年4月23日 横浜通信会館

常任理事会

1985年11月12日 自治研センター

第2回理事会

1986年2月17日 横浜通信会館

第3回理事会

1986年3月14日 横浜清掃会館

第2回通常総会

1986年3月14日 横浜清掃会館

事業報告(活動日誌)

一事務局を中心に

1985年

- | | | | |
|----------|----------------------------------|--------|---------------------------------|
| 4月 1日 | 社団法人設立許可 | 24日 | 県統計課産業連関表研究会 |
| 3日 | 設立登記申請 | " | 2区南部地方行革セミナー(横須賀) |
| 7日 | 緑区アンケート分析会議 | " | 3区地方行革セミナー(海老名) |
| 10日 | 米国出張より佐藤帰国(米国行政学会出席およびOA化に関する調査) | 25日 | 総評米国調査団学習会「米国労働事情について」 |
| 11日 | 平和経済計画会議 地域雇用労働政策委員会 | 30日 | 高度情報化社会研究会 |
| 13日 | 自治労本部コンピュータ対策委員会
プライバシー作業部会 | 31日 | 寒川町職労・外国人登録法学習会 |
| 17日 | 自治労・コンピュータ対策委員会 | 6月 1日 | 5区地方行革セミナー(小田原) |
| 18日 | 平和経済・地域雇用労働政策委員会 | 5-7日 | 自治労本部・病院集会(長崎) |
| 19日 | ライブリーポリティクス研究会(川崎) | 7-8日 | 自治労本部・地方行革対策自治研センター会議(熱海) |
| 22日 | 藤沢市職労・外国人登録法学習会 | 10日 | 横浜市従民生支部コンピュータ学習会「情報化とプライバシー保護」 |
| 23日 | 第1回理事会 | 17日 | 横浜市・福祉・保健医療情報研 |
| 24日 | 自治研推進委員会 | 18日 | 川崎市職労・労働学校「地方行革」 |
| " | 平和経済・地域雇用労働政策委員会 | 20日 | 横浜市従・外国人登録法学習会 |
| 25-26日 | 関東甲地連・地方行革集会(伊香保) | 23日 | 緑区アンケート分析会議 |
| 27日 | 横浜市福祉・保健医療情報システム研究調査委員会 | " | 相模原・市民のつどい'85 |
| " | 社会党地方行革対策会議 | 24日 | 新神奈川計画改定勉強会 |
| 5月 8-10日 | 自治労本部・コンピュータ集会(東京) | 26日 | 川崎自治研センター学習会「地域産業政策の確立と地方政府の役割」 |
| 15日 | 平和経済・公共部門における労働研究会 | 27日 | 平和経済・公共部門における労働研究会 |
| " | 藤沢市議・地方行革対策会議 | 28-29日 | 自治労本部・自治体改革プロジェクト(福岡) |
| 17-18日 | 自治労本部・自治体改革プロジェクト(福岡) | 7月 3日 | 県自治研「水を考える」集会(藤沢) |
| 20日 | 環境アセスメント条例学習会 | " | 平塚・地方行革対策会議 |
| | | 6日 | 自治総研・職務執行命令訴訟研究会 |
| | | 9日 | 社会党地方議員団・行革対策会議 |
| | | 11日 | 県評との共同研究会 |
| | | 13日 | 「いのくら」県民集会(A) |

- 14-15日 自治労本部・自治体改革プロジェクト(福岡)
 16日 「いのくら」県民集会 (B)
 18日 自治労・コンピュータ対策委員会、
 　　〃 アメリカ自治労代表団との交流会
 19日 湘南三浦地区行革集会(茅ヶ崎)
 20日 アメリカ自治労代表団ラッセル・オカタ氏の案内
 22日 自治労・コンピュータ対策委員会
 　　〃 小田原・地方行革対策会議
 23日 県評との共同研究会
 24日 藤沢市勤労協学習会
 26日 社会党地方議員団総会(箱根)
 27日 県自治研「保育」集会(大和)
 30日 県自治研「現業」集会(相模原)
- 8月 2日 平和経済・地域雇用労働政策委員会
 3日 同上・公共部門における労働研究会
 5日 小田原・地方行革対策会議
 　　〃 平塚市議会・地方行革学習会
 13日 県評との共同研究会
 20日 小田原・地方行革対策会議
 　　〃 横浜市従民生支部OAアンケート作成会議
 24日 横浜市・福祉・保健医療情報研(60年度 第1回)
 　　〃 県評との共同研究会、新神奈川計画改定勉強会
 28日 東京北区職労・情報公開学習会
 29日 横浜市従民生支部・OAアンケート対策会議
- 9月 2日 横浜市・福祉・保健医療情報研(打合せ)
 　　〃 県評地区労・地方行革委員対策会議、
 　　県評・政策研究委員会
 3日 自治労・コンピュータ対策委員会
 　　プライバシー作業部会
- 4日 横浜市従民生支部・OAアンケート分析会議
 5日 川崎自治研センター・法人設立記念講演会
 6-7日 県評定期大会(共同研究中間報告)
 9日 小田原・地方行革対策会議
 11日 総評国鉄問題研究プロジェクト委員会
 14日 総評国鉄問題研究プロジェクト委員会
 14-15日 自治労本部・自治体改革プロジェクト(東京)
 18日 自治労・コンピュータ対策委員会
 　　〃 厚木・地方行革対策会議
 19日 平和経済・公共部門における労働研究会
 20日 県本部・地方行革プロジェクト発足
 21日 総評・国鉄問題プロジェクト
 24日 総評・国鉄問題プロジェクト
 25日 自治労本部・地方行革対策会議(熱海)
 25-27日 マイクロエレクトロニクスと労働に関する国際シンポジウム
 27-28日 県本部・健福活動者集会(湯河原)
 28日 総評・国鉄問題プロジェクト
 29-30日 自治労本部・自治体改革プロジェクト(東京)
- 10月 2日 県本部・自治研推進委、県自治研全体集会
 3日 総評・地方行革対策会議
 4日 総評・地方行革シンポジウム
 8日 自治労・コンピュータ対策委員会
 　　プライバシー作業部会
 9日 総評・国鉄問題プロジェクト

8-9 県本部定期大会	17日 建設省地域情報化講演会「米国の地方情報通信政策と基盤整備」
18日 総評・国鉄問題プロジェクト	
20-23日 全国自治研集会(大阪)	19日 平和経済・地域雇用労働政策委員会
30日 都職労民生局支部コンピュータ学習会「情報化社会とプライバシー」	1986年
〃 県本部・地方行革プロジェクト	1月 7日 県評旗開き
31日 横浜市福祉・保健医療情報研の東京都庁コンピュータ調査	8日 自治労県本部旗開き
11月 1日 改定・新神奈川計画研究会	11日 横浜市・福祉・保健医療情報研打合せ
5日 南足柄市長と定期協議	14日 県評との共同研究会
〃 厚木・地方行革対策会議	16日 藤沢市職労・地方行革集会
8日 都北区職労コンピュータ学習会「情報化社会とプライバシー」	21日 コンピュータ社会科学統計プログラム打合せ
12日 常任理事会	22-23日 広島県三次市職労自治体革新学習会
14日 小田原・地方行革対策会議	23-25日 横浜市・福祉・保健医療情報研による情報システム調査(熊本・大阪)
15日 フェリス女学院大学「指定都市と神奈川県の関係」研究会の打合せ	27日 新神奈川計画研究会
19日 地域政治構造研究会	28日 横浜市・福祉・保健医療情報研(第2回)
20-21日 革新道県政合同研究会	30日 神奈川新聞「日本の中の外国人」出版記念会
22日 自治労大分県本部講演会「高度情報社会と自治体の役割」	31日 大分県中津市職労来訪
26日 自動翻訳システム見学(東京)	2月13日 情報化社会研究会打合せ
28日 横浜市従西支部行革学習会	〃 神戸市職労来訪
〃 横浜市・福祉・保健医療情報研打合せ	〃 横浜市・福祉・保健医療情報研ヒアリング調査(瀬谷区)
29日 横須賀・地方行革対策会議	17日 第2回理事会
12月 3日 公企労コンピュータ問題学習会「財務会計システムの問題点」	〃 新神奈川計画研究会
4日 平和経済・公共部門における労働研究会	18日 自治労本部病院集会打合せ
7日 改定新神奈川研究会	21-22日 関東甲地連・自治研センター交流会(千葉市)
13日 自治研推進委員会、地方行革対策会議(海老名)	25-26日 自治研活動の実情調査(札幌市)
〃 フェリス「指定都市と神奈川県の関係」研究会打合せ	26日 相模原地区労春闘講座
16日 県自治総研「自治体学」座談会	26-28日 自治労本部病院集会「行政情報システムとプライバシー保護」

28日	綾瀬市綾瀬市勤労協、地方財政学習会	リング
3月 1日	横浜市・福祉・保険医療情報研打合せ	3月 28—4月18日 米国出張(佐藤、米国行政学会および地域経済政策に関する調査)
7—8日	逗子市行財政分析会議	
7日	自治労・コンピュータ対策委員会	4月 1日 自治労県本部地方行革交流集会(技能開発センター)
10日	水問題研究会	2日 横須賀市職労行革問題学習会
11—12日	全国自治研センター交流集会	8日 横浜市従緑政支部地方行革学習会
13日	自治労本部「デービット・マーメン」インタビュー協力	14日 自治労本部大都市問題プロジェクト打合せ
14日	第3回理事会、第2回通常総会(横浜清掃会館)	19日 新神奈川計画研究会、小委員会
18日	フェリス「指定都市と神奈川県の関係」研究会	24日 同 上
19日	自治労大阪府本部、自治研センター調査に来訪	〃 横浜市・福祉・保健医療情報研
〃	横須賀市勤労協、地方行革学習会	25日 フェリス「指定都市と神奈川県の関係」研究会
20日	自治研推進委員会	26日 アメリカ自治労本部委員長補佐Jack Howard氏案内
24日	横須賀市行政改革対策会議	28日 新神奈川計画研究会、小委員会
25日	横浜市・福祉・保健医療情報研ヒア	

会計監査報告書

1986年5月13日

(社)神奈川県地方自治研究センター

理事長 飛鳥田 一雄 殿

監事 竹田 邦明

宮崎 数美

1985年度の(社)神奈川県地方自治研究センターの会計について監査をした結果、次のとおり報告します。

1. 監査年月日と場所

1986年 5月13日 自治研センター会議室

2. 監査対象年月日

1985年 4月 1日～1986年 3月31日

3. 監査対象

会計諸帳簿、伝票、現金、預金、財産目録、会

員台帳および図書目録

4. 監査結果

監査対象について細部にわたり厳正に監査した結果、計数的に正確であり、全般的に適正なる会計措置がなされ、各帳表類・現金・預金など良好なる管理がなされていることを認めます。

5. 指摘事項

決算状況全体をみて、個人・団体会費の減収がみられます。会費の収入が社団法人運営の基本をなすものであり、より積極的な会費の徴収と会員の拡大の努力をはたすことが必要と思われます。

収支決算書

自 昭和60年4月 1日

至 昭和61年3月31日

収 入	25,216,670
支 出	<u>23,938,339</u>
収支差額	1,278,331

1. 収入の部

勘定科目	予算額	決算額	予算差額	備考
事業収入	6,300,000	6,933,912	△633,912	
自治啓蒙事業収入	1,600,000	473,912	1,126,088	月報販売収入
受託研究事業収入	4,700,000	6,460,000	△1,760,000	委託研究費収入
会費収入	16,800,000	13,058,600	3,741,400	
個人会費	1,200,000	857,000	343,000	のべ70口
団体会費	12,000,000	11,182,500	817,500	のべ559口
賛助会費	3,600,000	1,019,100	2,580,900	のべ169口
補助助成金収入	700,000	500,000	200,000	
民間団体補助助成金	700,000	500,000	200,000	自治総研地方委託費
負担金収入	2,400,000	2,400,000	0	
会議室等使用負担金	2,400,000	2,400,000	0	会議室使用料収入
寄付金収入	1,100,000	1,216,626	△116,626	
寄付金収入	1,100,000	1,216,626	△116,626	前団体よりの繰越金
雑収入	200,000	7,532	192,468	
受取利息	100,000	7,532	92,468	預金利息
雑収入	100,000		100,000	
基本財産収入	100,000		100,000	
基本財産収入	100,000		100,000	
短期借入金収入		1,000,000	△1,000,000	自治労県本部より
前受会議室等負担金		100,000	△100,000	次年度の前受金
合計	27,600,000	25,216,670	2,383,330	

○借入金限度額 2,000,000円

○債務負担行為限度額 2,000,000円

2. 支出の部

勘定科目	予算額	決算額	予算差額	備考
管理費	9,150,000	8,254,661	895,339	
福利厚生費	100,000	0	100,000	
会議費	800,000	637,300	162,700	総会、理事会など
旅費交通費	600,000	302,000	298,000	出張旅費
通信運搬費	400,000	369,743	30,257	郵送料
什器備品費	1,000,000	914,700	85,300	図書、備品購入
消耗品費	1,000,000	979,504	20,496	事務用品、コピー料
光熱水料費	1,400,000	1,400,000	0	共益費の値上がり
賃借料	3,500,000	3,379,600	120,400	家賃、コピー賃借代
租税公課	50,000	17,242	32,758	屋外看板広告料
雑費	300,000	254,572	45,428	諸雑費
調査研究事業費	11,550,000	10,694,338	855,662	
給料手当	4,800,000	4,630,012	169,988	専任研究員給与等
福利厚生費	250,000	125,196	124,804	同社会保険負担金
会議費	1,200,000	1,165,075	34,925	研究会会議費
旅費交通費	900,000	874,830	25,170	調査研究旅費
什器備品費	700,000	661,859	38,141	図書
消耗品費	500,000	430,530	69,470	雑誌
修繕費	700,000	619,700	80,300	ソフト作成料
印刷製本費	700,000	528,800	171,200	研究報告印刷費
賃借料	1,400,000	1,390,500	90,500	ワープロパソコンリース料
諸謝金	200,000	170,000	30,000	研究会謝金
負担金	100,000	96,636	3,364	統計協会等負担金
雑費	100,000	1,200	98,800	研究諸雑費
自治啓蒙事業費	5,800,000	4,812,050	987,950	
会議費	300,000	291,150	8,850	月報発刊会議費
旅費交通費	500,000	408,230	91,770	取材調査旅費
通信運搬費	600,000	333,500	266,500	郵送、宅送料
諸謝金	200,000	0	200,000	
負担金	100,000	10,070	89,930	
印刷製本費	3,900,000	3,769,100	130,900	月報、月刊自治研誌代
雑費	200,000	0	200,000	
予備費	1,100,000	177,290	922,710	管理費光熱水費に 振替充当
予備費	1,100,000	177,290	922,710	
合計	27,600,000	23,938,339	3,661,661	

1986年度事業計画

1. 調査研究事業

(1) 調査活動

① 資料の収集

神奈川県内の各自治体の施政方針、予算・決算書を中心にして、統計・公報などの刊行物を収集します。また地方自治に関する文献や定期刊行物を購入し調査研究活動の資料とします。これら資料を整理保管すると同時に、図書目録として発刊することをめざしながら、ひろく県民および会員の閲覧に供します。今年度は図書250冊の購入を予定し、雑誌83種は引き続き定期購読（又は雑誌交換）します。

これらの資料を継続的に収集するため、各自治体で協力を得られる会員の加入要請活動をすすめています。

② 調査活動

自治体の予算・決算等の資料を中心にして、各市町村ごとに類似自治体間の見やすい比較統計資料を作成し県民に公表していきます。

住民意識調査や、自治体職員の意識調査を分析するためのプログラムが整備されたので、自治体や会員からの依頼をうけ調査と分析をおこないます。また、会員の依頼をうけた自治体行財政の実態調査と分析などを行っていきます。こうした調査活動を基礎にすえながら、各自治

体ごとの「自治体基本カード」作りに着手します。具体的には、国勢調査をはじめとする各種の指定統計を県内各自治体ごとに基本カードとして入力し、自治体ごとに検索できるようにします。また、これらデータを地域ごとに整理してゆき、地域政策研究のための基本資料として蓄積を行っていきます。

(2) 研究活動

① 基本研究のあり方

国と自治体との関係、県と市町村との関係における予算上や事業執行上のながれを調査研究し、そこにおける問題点や住民とのかかわりを明らかにするための分析研究をすすめ、地方自治の確立にむけた活動を行うことを基本にすえます。具体的には理事会で、下記のような事業内容やテーマを設定し、長時間かけた総合的な研究活動の中心として規定していきます。

② 問題別・課題別研究活動

各自治体のとてきている政策、財政状況、健康と福祉、生活環境、公共施設、公営企業などの行政実態について、問題別、テーマ別にプロジェクトをくみ調査研究を行います。これは必要に応じて自治体や他団体から研究委託を受けて執行することもあり、自治体や労働組合などの団体の独自の研究に援助を行うことも検討します。

特に、行政部門別の研究だけでなく課題別研究を中心にしてすすめます。そのために、具体的には「大都市制度」「地方財政」「地域政治

構造」「地域経済」などの研究会を継続して開いていきます。これらの研究会は原則的に隔月1回開催し、調査研究テーマにそった担当の研究講師等からの問題提起をうけるとともに討論を行います。また、地方自治総合研究所の委託をうけ「情報化社会にむけた自治体での対応」の研究を行います。

③ 政策研究活動

地方自治の確立と民主的な自治体政策を推進するための政策研究を行います。課題別の政策研究会を開き各方面からの意見を開くとともに、住民自治確立にむけて自治体改革のあり方についての研究をつづけていきます。

具体的には、地域生活の中で人間らしく生きるための運動の発展をめざして「地域生活運動」がすすめられています。この活動を支援するため、自治体労働組合の調査研究依託をうけ政策研究をすすめます。この研究活動は毎月1回の定例会のほか、課題ごとの討論を行える場をつくり、運動の実践のあり方を議論していきます。

また神奈川県地方労働組合評議会との共同研究のテーマとして地域の産業政策のあり方について研究を発展させます。この研究会は前年の成果のうえにたち、毎月1回定例会で研究講師等からの問題提起をうけるとともに、具体的な地域産業政策についての提言を、86年9月を目標に発表できるよう作業を進めます。それ以降については新しいテーマで共同研究活動を継続させます。

④ 研究者のネットワークづくり

学識経験者、地方議員、自治体関係者や地域運動家などの自治体問題に関する研究者のネットワークづくりをおこない、当自治研センター

が事務局としての役割をはたしながら、地域における調査研究活動の促進をはかります。また、当センターの設立目的にあった学識経験者を研究講師として委嘱し、調査研究活動の助言と協力を依頼します。

また、各県にある地方自治研究所などの連携交流を深め、必要に応じて共同研究などを行っていきます。前年に引続いて北海道、福岡との3道県での共同研究会を開催します。今年は「県政の総合計画のあり方」を中心テーマにすえ、各県もちまわりで共同研究会を行っていきます。

同時に、県内の各地域ごとに地方自治研究活動をすすめる拠点としての地域自治研究センター（調査会）づくりにむけて、助言や援助を行っていきます。

2. 自治啓蒙事業

(1) 研究啓蒙活動

① 地方自治研究集会の開催

地方自治に関する調査活動を行っている個人、団体と共同して、地方自治研究集会を9月に10以上の分科会にわけて、県内の各会場を設定して開催します。分科会は「こども」「高齢化社会」「障害者」「基地・平和」「公衆衛生・医療」「清掃」「社会教育」「現業」「水問題」「まちづくり」「地方財政」などのテーマを設定します。全体集会と分科会をそれぞれ1日の日程で、全体集会200人、分科会50人規模の自治体関係者の参加を予定します。各地域における調査研究活動のレポートを出しあい。その内容について

検討とともに、政策づくりへむけた意見の交流の場とします。この集会のテーマにあわせて、積極的に研究講師団から助言者として参加するようつとめます。

② 現代地方自治講座の開催

地方自治の基本原理、自治体行財政の構造とその改革の方向などについて6月から7月にかけて公開講座を開きます。毎年1回大都市、湘南、県央など会場を移しながら、研究講師団を中心にして県内外の学者を招請して開催していく予定であり、本年は湘南（茅ヶ崎市を予定）で開催します。「地方財政」「自治制度」「都市づくり」「自治体改革」などをテーマにし、週1回、午後6時から開催し、1講座50名程度の参加者を予定します。

③ 地方自治スクーリング、セミナー等の開催 自治体改革をすすめていくための重要な任務をもつ地方議会の議員、運動家を対象とした宿泊講座（地方自治スクーリング）を開催できるように協議検討を続けます。地方自治研究運動のすすめ方や、行財政研究活動の実践にあたっての基礎講座として位置づけ、「地域政治」「地域政策」「地方財政」などをテーマに約20名程度を予定し、地方自治の専門家養成をはかっています。

問題別研究の成果の発表会や、時宜に適したテーマによるセミナー、シンポジウム、討論会などを適宜開催します。

また各自治体や団体会員などが開催する学習会、講演会、研修会などについて、会員の依頼をうけ講師等をあっせんし、必要に応じて研究講師の派遣と斡旋を行います。

(2) 出版活動

① 自治研かながわ月報の発行

会員及び県民に対して当センター保存の資料の紹介や事業内容を紹介するための「自治研かながわ月報」を隔月発行します。発行部数は毎号1,500部を予定します。またこの月報の特集号を通して、適宜調査研究活動を通じた研究成果の発表を行っていきます。

さらに月報を読みやすくし、会員以外にも購読してもらえる内容にするために、会員からの積極的参加による編集委員会をつくり、内容の充実につとめます。

なお、月報の配布は全会員のほか県内の公共図書館などにも寄贈します。

② 月刊自治研の配布

会員に対して、自治労本部発行の「月刊自治研」を、自治体問題に関する資料として、「自治研かながわ月報」とあわせて無料で配布します。

③ 出版事業

主要な研究課題の研究成果や調査分析の結果を、さらに自治体政策についての論文集などを出版できるようにし、調査資料集などの編集を含めた出版事業の準備をすすめます。

神奈川県評との共同研究の成果の報告書については1,000部の発刊を予定します。

また、会員からの要望をうけて、自治体白書づくりや自治体政策パンフづくりなどの協力を行っています。

3. その他

(1) 1986年度の会費

会費は、定款の規定によりこの事業計画で決めることになります。

会員からの今年度の会費は前年度と同様次のとおりとし、1年分前納を原則とします。また、加入口数は制限しません。

① 正会員（個人会費）	1 口あたり
月額 1,000円	年額 12,000円
正会員（団体会費）	1 口あたり
	年額 20,000円
② 賛助会員	1 口あたり
月額 500円	年額 6,000円

(2) 会員の拡大

当センターの設立総会の開催時における会員数及び加入口数は、個人会員95名・100口、団体会員43団体・550口、賛助会員320名・320口でした。法人としての財政の基盤は会費にあり、86年度には個人会員30名・150口、団体会員50団体・650口、賛助会員500名・600口を目指におき、理事会として会員の拡大のための努力を続けます。

(3) 機関会議の充実

総会は、このセンターの議決機関であり最高の意志決定機関です。予算・事業計画を決定し、事業報告、決算の内容審査を十分に行えるよう、総会開催にあたっては事前に議案発送を行い会員の意志の集約につとめます。

また理事会は、このセンターの執行機関であり、事業計画にもとづく各事業の進行とあわせて、定例的理事会を開催します。調査研究事業、自治啓蒙事業などの具体的な企画と日常的な執行を行えるような体制づくりをすすめます。

(4) 調査研究事業等の充実

調査研究事業をより充実させるため、指導的助言を行う研究講師、専従の研究員、専任研究員、および非常勤の研究員の配置をすすめます。

研究講師団は必要に応じて学識経験者、自治体関係者から理事会の議を経て選任することになります。事業別担当理事の配置と研究講師、研究員の配置とあいまって、活発な調査研究事業等をすすめられる体制づくりをめざします。

1986年度予算

<収入の部>

1986.4. 1 - 1987.3.31 (単位. 円)

勘定科目 大科目	勘定科目 中科目	予算額 大科目	予算額 中科目	適用
事業収入		7,300,000		
	自治啓蒙事業収入		1,000,000	教育活動70万、出版活動30万
	受託研究事業収入		6,300,000	地域生活運動500万、地域経済50万 その他80万
会費収入		18,000,000		
	個人会費		1,500,000	1.2万円*125口
	団体会費		12,600,000	2万円*630口
	賛助会費		3,900,000	6千円*650口
補助助成金収入		700,000		
	民間団体補助助成金		700,000	自治総研70万円
負担金収入		2,400,000		
	会議室等使用負担金		2,400,000	県民の会120万、県本部120万円
寄付金収入		100,000		
	寄付金収入		100,000	祝金等名目計上
雑収入		200,000		
	受取利息		100,000	利息
	雑収入		100,000	名目計上
基本財産収入		100,000		
			100,000	名目計上
繰入金収入		100,000		
	繰入金収入		100,000	名目計上
前期繰越収支差額		1,000,000		
	前期繰越収支差額		1,000,000	
収入	合計	29,900,000	29,900,000	

<支出の部>

1986.4.1 - 1987.3.31

(単位：円)

勘定科目 大科目	勘定科目 中科目	予算額 大科目	予算額 中科目	適用
管理費	福利厚生費	8,950,000	200,000	被服等
	会議費		800,000	総会40万、理事会30万、その他
	旅費交通費		1,300,000	諸会議交通費
	通信運搬費		400,000	郵送料
	什器備品費		300,000	備品代
	消耗品費		300,000	新聞代その他
	光熱水料費		1,500,000	光熱水費、共益費
	賃借料		3,800,000	家賃25万*12、リコピー50万他
	租税公課		50,000	県民税1万、市民税4万
	雜費		300,000	諸雜費
調査研究事業費	給料手当	13,600,000	5,300,000	研究員28万*18月他
	福利厚生費		300,000	福利厚生諸費
	会議費		1,800,000	研究会、調査会
	旅費交通費		1,200,000	研究旅費
	什器備品費		1,000,000	図書、参考資料購入
	消耗品費		400,000	雑誌代
	修繕費		500,000	OA機器修繕改良、ソフト代
	印刷製本費		1,000,000	研究報告等、資料印刷代
	賃借料		1,400,000	OA機器リース代
	諸謝金		500,000	講師等謝礼
自治啓蒙事業費	負担金	5,800,000	100,000	共同研究負担金
	雜費		100,000	研究雜費
	会議費		500,000	講演会等
	旅費交通費		300,000	啓蒙活動、編集活動旅費
	通信運搬費		500,000	出版物等郵送代
	諸謝金		300,000	講師、出席者等謝金
予備費	負担金	1,550,000	100,000	自治研集会等負担金
	印刷製本費		4,000,000	月報、月刊自治研誌代
	雜費		100,000	啓蒙活動雜費
	合計		1,550,000	
支出		29,900,000	29,900,000	

地方行革と自治体労働者の権利(その2)

〈ケーススタディ〉

一管理運営事項をめぐる紛争から一

(社)神奈川県地方自治研究センター

監事 宮崎数美

(自治労県本部組織部長)

3. 業務命令と現業労働者の権利

自治体労働者の労働基本権を確立していく運動と、住民のための地方自治を守らせる運動を両立させる立場をふまえ、前号では、今日特に地方行革下において急速にすんでいる現業職場の民間委託問題と現業労働者の権利との関係を、神奈川県地方労働委員会で争われた実例を綴ってきた。

今号では、同じく現業労働者の権利関係で、業務命令で合理化を画策しようとして県地労委で争われた三つの事例について紹介したい。

(1) 最近の事例から

①H市の例

管理運営事項や人事権を理由とした、ゴミ収集方法の変更による班長制度の導入を画策した事例（労働組合法7条2号・3号）=1977年3月24日関与和解（和解の種類は次章で解説する）。

②Z市の例

し尿収集作業量の減車とそれにともない、二

名の配置転換を強要した事例（労働組合法7条2号・3号）=1983年10月22日関与和解。

③Y市の例

清掃工場のクレーン操作員に対し、灰運搬やその地ならし作業の兼務についての業務命令を発した事例（労働組合法7条2号・3号）=1986年4月15日関与和解。

(2)事実経過と不当労働行為の構成

①H市の場合

H市の清掃事業所では、1977年1月から約一か月半にわたってゴミ収集方法の変更と、それにともなう班長制度について、衛生課長補佐を中心に職場での協議がすすめられていた。

その背景として、これまで一車3人でステーション収集をおこなっていたものを、作業の効率化をすすめるために、H市内を2地区のブロックに分けたステーション収集をおこなうように変更する。そして作業者が休暇をとった場合は、そのブロック内で収集地域を相互乗り入れをおこなってカバーしあう。そのことによって、例えば百人の職員がいれば年次休暇を行使する関係でみれば、毎日の作業に就労する労働者は90人と仮定したのである。

したがって、90人の職員で100パーセントの

収集ができることになり、この計算方式がブロック制の実施と各ブロック内の総合協力体制の実施による合理化計画案といえよう。その円滑な実施のためには、1つのブロックを統括す

〔別紙1-1〕

協定書

自治労F職員組合（以下「甲」という）とH市（以下「乙」という）は、神労委昭和52年（不）第7号不当労働行為救済申立事件に関し神奈川県地方労働委員会の和解勧告に基づき円満解決するため、次のとおり協定する。

記

1. 乙は、甲及び甲の組合員に対して、支配介入・実質的団交拒否等不当労働行為と疑われる行為のあったことを認め遺憾の意を表明し今後はかかることのないよう誠意をもって対処する。
2. 乙は、し尿収集・ごみ収集方法等の変更に伴う労働条件の変更に関し、甲と合意に達するまで一方的に実施しない。
3. 乙は、本件のような紛議を再度起こさないため、不当労働行為に該当する行為を行わないよう乙名により、全管理職に文書をもって周知徹底を図る。
4. 甲は、本件申立を取り下げる。

昭和52年3月24日

甲、自治労H職員組合

中央執行委員長 ○○○○

乙、H市

市長 ○○○○

立会人 神奈川県地方労働委員会

審査委員 宇井 儀一

参与委員 大森 功

参与委員 五十子喜久治

る班長制度が必要となってくることになる。市職員組合は当局および当該職場の課長補佐に対し、職場で話し合われている効率化とそれとともに班長制度の導入の問題に関して、組合との団体交渉事項とするよう要請してきた。しかし課長補佐は、「労働条件の変更ではないので団体交渉事項とはならない」と答弁し、市当局もまた、2月24日の交渉で「収集体制の変更是管理運営事項であり、班長制度の導入については職員課ではまだ承知していないが、仮に班長制度を提案するとしても人事権の問題があるので交渉事項ではない」と団体交渉の申し入れを拒否してきた。

このH市においてはすでに「職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件（単純な労務に従事する職員にあっては労働条件）およびこれに付帯した事項について、事前に協議し、了解したものについては、誠意と責任をもって行う」との混合組合としての協定書が締結されていた。市職員組合は、この協定書の履行を求め、地労委への救済申し立てを行ったのである。（※混

〔別紙1-2〕

覚書

正常な労使関係確立のため、労働問題に関する管理職研修を甲の意見聴取のうえ行う。

昭和52年3月24日

甲、自治労○○○○職員組合

中央執行委員長 ○○○○

乙、○○市

市長 ○○○○

合組合とは、地方公務員法適用労働者と労働組合法適用労働者が混合して組合を結成していること)

この事例の場合は、ゴミ収集方式そのものについてはこれまでのステーション方式であり、作業量や労働密度などの関係では争いを残すことになるかもしれない。しかし班長制度の導入問題については、明らかに団体交渉事項となる。地方公営企業労働関係法では第7条1項で「賃金その他の給与」、2項では「昇職・降職の基準」について団体交渉事項としている。すなわち班長制度は昇職であり、それにともなう賃金の変更は労働条件の変更となり、協定書でいうところの「事前協議」の対象とされなければならないといえる。

以上の経過から、市当局の行為は、労働組合法第7条2号（団体交渉の拒否）および3号（支配介入）の不当労働行為に該当することになる。

その後、市当局は組合と組合員に対し、支配介入・実質的団体交渉拒否と疑われる行為を認め、遺憾の意を表明した。そして労働条件の変更に関して組合と合意に達するまで一方的に実施しない、また不当労働行為に該当する行為を行わないよう、市長名で全管理職に文書で周知徹底を図ることを協定し（別紙1-1）、同時に独自の覚書（別紙1-2）を締結して、闇と和解となった。

②Z市の場合

Z市の場合はこうである。1984年6月20日に、市内における下水道の普及にともない、し尿の収集量が減少してきており、それを理由として衛生課長が職員休憩室で次のような発言を行った。

1. 7月1日から収集車を1台、または10月1

日からにするなら2台減車したい。

2. 減車にともない減員をおこなう。
3. 今週中に7月または10月からのどちらかを職場で決めるよう。

このような職場説明会を行ったのであるが、その態度と内容は、明らかに決定を迫る通告として職場では受け止められていた。

職員組合は、「減車にともなう減員問題は、他の職場への配置転換がからんでおり、事前協議の対象である」として団体交渉の申し入れをおこなった。しかし当局は「これから交渉をおこなうので不当労働行為ではない」と回答しながら、現場では「①異動を7月1日付で行う②異動希望者は意向調査表を6月30日までに提出するように」と再通告をおこなっていたのである。また、班長に対しても減車と配置転換についての実施計画を作成するよう業務命令をだし、なしくずし実施をはかったのである。班長は、組合との相談で業務命令を回避するため、班長の職務返上を申し入れたが、課長は班長職の解任を受理するまでに実施計画の作成を命じた。そのため班長は、休暇をとって抵抗した。職員組合は、この高圧的な当局および課長の姿勢と、7月1日強行するという態度に対し、6月29日に地労委に対して「不当労働行為」と、日程的にも緊急を要する事情から「実効確保の措置勧告」の申し立てを同時におこなった（別紙2-1）。

地労委は、この緊迫した事態に対し、7月4日、実効確保のための別紙3-2のような「審査の終結に至るまでの間、減員およびそれに伴う人事異動を保留すること」という「勧告書」をだした（別紙2-2）。

当局は7月10日にこの勧告書を尊重する方針を固めたものの、引き続き開始されていく不当労働行為の審問の問題ともからめて、22日、和

制したこととなった。

その和解の内容としては、

ア. 市当局が労使協定に反し、職場説明を行うなど支配介入の不当労働行為と疑われる行為に遺憾の意を表明し、再びこのような行為のないよう内部対応を含めて誠意をもって対処する。

イ. 今後、各職場で労働条件の変更については

組合と十分協議する。

以上の2項目を協定し、また「覚書」では

ア. 不当労働行為に該当する行為を行わないよう、市長名で全管理職に文書で周知徹底を図る
イ. 尿収集車の1台減車を認め、10%の予備人員を加える

などを締結（別紙2-3）して和解した。

この場合の不当労働行為の構成は、H市と同じように、82年7月15日に混合組合としての協定書に「職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件（地方公営企業労働関係法適用者は労働条件）について事前に協議し、合意したものにつ

【別紙2-1】

昭和59年(不)第 号

申立人 Z市職員労働組合 ○○ ○○

被申立人 Z 市 長 ○○ ○○

神奈川県労働委員会

会 長 江幡 清 殿

審査の実効確保の措置勧告申立書

第1. 請求する勧告の内容

被申立人は、本件審査の終了に至るまで、減車及び減車に伴う人事異動を行わないこと。

との労働委員会規則第37条の2に基づく勧告を求める。

第2. 申立の理由

被申立人は、減車及び減車に伴う人事異動を行おうとするに当り、申立人との事前協議協定等を無視し、団体交渉を行わないまま、職場において減車及び減車に伴う人事異動の通告を強行する不当労働行為を行った。

このため、現在労働委員会において審査が行われている。

こうした中で、被申立人による減車及び減車に伴う人事異動が実施されれば、救済命令が行われてもその意味を失うことになる。

よって、このような回復し難い事態を防止するため申立を行うものである。

【別紙2-2】

昭和59年 7月 4 日

Z 市

市 長 ○○ ○○ 殿

神奈川県労働委員会

審査委員 江幡 清

勧 告 書

神労委昭和59年(不)第15号Z市役所事件に
関し、昭和59年7月3日付けで、Z市職員労働
組合から当委員会に対して、審査の実効確保の
措置勧告の申立てがなされた。

本件審査委員として、この申立てについて調
査した結果、審査の実効を確保し、紛争の拡大
防止と早期解決を図るために必要と判断するので、
次のとおり勧告する。

記

被申立人市は、本件審査の終結に至るまでの
間、減車及びそれに伴う人事異動を留保するこ
と。

いては誠意をもって実施する」ことが確認されていたことによる。しかも職員組合は、この協定書にもとづいて再三にわたって交渉の申し入れをおこなっていることである。

したがって、協約を無視し、団体交渉の申し

〔別紙2-3〕

和解勧告に基づく和解覚書

覚　　書

Z市職員労働組合（以下「甲」という。）とZ市（以下「乙」という。）との間に不当労働行為救済申立事件に関し、神奈川県地方労働委員会和解勧告に基づき次のとおり覚書を締結する。

1. 乙は、本件のような紛議を再度起こさないため、不当労働行為に該当する行為を行わないよう、乙名により全管理職に文書をもって周知徹底を図る。
2. 甲は、乙の提案するし尿収集車1台の減車を認め、乙は減車後の人員の10%の人員を清掃2係に加える。
3. 乙は、現業職の初任給基準の早期制定に向け最大限の努力をする。

昭和59年10月22日

甲　Z市職員労働組合

執行委員長　　〇〇　〇〇

乙　Z市

市　　長　　〇〇　〇〇

立会人　神奈川県地方労働委員会

審査委員　　江幡　清

参与委員　　大森　功

参与委員　　三木　齊

入れについても無視した状況となっていた。このような当局の行為は、労働組合法7条2号（団体交渉拒否）3号（組合への支配介入）の不当労働行為に該当する行為となるわけである。

③Y市の場合

Y市の場合は、環境管理センター（塵芥焼却工場）管理課における操作係に関する不当労働行為救済申し立てをおこなった事件である。

Y市職員組合は、1986年3月19日に中央委員会を開催しているが、その席上中央委員の1人から「環境管理センターの管理課操作係の業務内容が4月1日から変更される。これは課長からの業務命令として通告をうけたものだが、私たちは、この業務命令を拒否できないか」との質問がだされた。職員組合の書記長は、はじめて聞かされた現場での出来事であったのでその実態を調査するため、翌20日早朝に、管理課長に電話で事実関係を確認した。

その結果変更される内容は①ゴミピット前の清掃、②ピットから別ピットへのゴミの移送、③灰の最終処分地の整地などであり、作業内容の追加であることが明確にされてきた。

書記長は「清掃事務所内の作業ではあるが、労働条件の変更であると考えられるので、労使の事前協議事項だと考えるがどうか」と追求した。これに対し、課長は「事務分担の変更であり、労働条件の変更ではないので組合と協議する必要はなく、管理運営事項であるから4月1日から実施する」と回答した。

この背景には、これまでその作業は管理課の中でも、施設管理係が作業していたものであり、その施設管理係には他の作業を指示し、クレーン操作係に前述の作業を兼務させるという合理化の一環でもあることが明確にされてきた。

このY市における不当労働行為の構成では、

いのがいえる。

Y市職員組合と当局の間には、清掃職場において定年退職の欠員補充をめぐっての闘争があり、組合は一部の民間委託を認めたものの、この闘いの終結にあたり、1985年3月11日に当局との間で、「今回の不燃物の下請け、委託にあたって、従来のルールを外れたことは遺憾であ

〔別紙3-1〕

協定書

Y市（以下「市」という）と自治労Y市職員組合（以下「組合」という）は、神労委昭和61年（不）第3号Y市役所事件について和解することとし、別記の条項のとおり協定する。

昭和61年4月15日

Y市

市長 ○○ ○○

自治労Y市職員組合

中央執行委員長 ○○ ○○

立会人 審査委員 高嶋久則

参与委員 大森 功

同 三木 斎

別記

- 市は、組合及び組合の組合員に対して、支配介入・実質的団体交渉拒否等不当労働行為と疑われる行為のあったことを認め、遺憾の意を表明し、今後はかかることのないよう誠意をもって対処する。
- 市は、保育園用務員については、昭和61年7月1日から嘱託職員を配置するものとし、それまでの間は臨時の職員を配置する。
- 省略
- 市及び組合は、これまで締結した覚書、協定書及び労使慣行については、これを順守する。

ることに鑑み、次の通り覚書を結ぶ」として4項目の「覚書」が交わされていた。その3項では「現業職場の権利、労働条件問題については、今後誠意をもって双方で協議する」と文章化されているのである。

したがって、組合と事前協議の必要性を拒否し、業務命令で作業の追加変更を強行しようとした管理課長の行為は、明らかに団体交渉拒否（労組法7条2号）組合への支配介入（労組法7条3号）の不当労働行為に該当するといえる。

〔別紙3-2〕

確認書

- 今後不当労働行為をなくし、正常な労使関係確立のため次のことを確認する。
 - 不当労働行為を行わないために管理職に対する研修を行うこととする。
 - 労働条件等の変更については、政策会議等で決定する前に提示をし、協議が整うまでは政策会議等で決定しないこととする。
 - 省略
 - 新人研修に際しては、不当労働行為を行わないこととする。
 - 協議し、合意に達した内容については、その都度文書を取り交わすこととする。
- 省略
- 61年度予算に計上されている保育園用務員の委託料については、（以下省略）…

昭和61年4月14日

自治労Y市職員組合

中央執行委員長 ○○ ○○

Y市長 ○○ ○○

以上の経過から、市当局は支配介入や実質的な団体交渉拒否などの不当労働行為と疑われる行為のあったことを認め、遺憾の意を表明した。そして今後はかかることのないよう誠意をもって対処することをはじめ、業務内容の変更について組合との合意の後に実施する、またこれまでの締結した覚書・協定書労使慣行の順守等の「協定書」（別紙3-1）と、地労委には提出しないが労使関係の樹立に関する独自の「覚書」（別紙3-2）とを結んで関与和解となった。

4. 和解の条件とその実例

(1) 和解の種類と内容

前号では「民間委託と権利問題」をとりあげ、今回は「業務命令と権利問題」について神奈川地労委で争われてきた事例を掲載してみた。以上の申し立てはいずれも短期間で和解として解決してきている。したがって和解の条件とその具体例について、その一部を紹介しておきたい。

地労委の場における和解には、「関与和解」と「無関与和解」がある。

「関与和解」は、地労委による和解勧告または三者（公益・労・使）委員による立ち合いによってとりさげることも含まれている。

「無関与和解」（自主和解）は、地労委に申し立てたあと、労使の交渉によって自主的に解決してとりさげること。しかし自主的に解決しても今後の労使関係を一層正常化させるため、意図して三者委員の立ち合いで和解する場合もある。

そして地労委への申し立ては、本来労働組合

および組合員の早期救済をもとめるものであり、同時に正常な労使関係の樹立を追求することにある。したがって地労委命令をださせることだけを目的にするものとは限らない。そのためには「地労委へのおまかせ」ではなく、申し立て後も精力的な団体交渉が重視される必要があるのである。

また、和解は、一般的には当局側からだされてくるものであるし、当局側が、組合および組合員に対し、謝罪する気持ちが大前提となることはいうまでもない。したがって、地労委に申し立てて争っている内容の解決だけではすまされない場合が多い。

以上のこと整理すれば、和解は、争いを解決することが最低の条件ではあるが、和解のもう一つの条件は、当局が謝罪する気持ちを表すためには何らかの譲歩・条件（手みやげ）を持参することが必要とされる。労働組合は、当局が持参した譲歩・条件（手みやげ）とその中身を吟味して和解すべきかどうかを決断すればよいといえる。

ただしその場合、組合側からの同情やおごりは禁物といえよう。

そのことは、前号でも明らかにしているように、自治体当局は、仕事の公共性から法律を守り、地域の自治と住民福祉の維持向上をはかる義務と、自治体労働者の労働基本権を守ることを両立させるべきであるし、労働組合もまた、そのための姿勢を追求していく必要があるとともに、そのための労使関係の正常化を追求するたたかいが重要だと考えるからである。

この間における紹介したケースは、すべて「関与和解」となっている。

それは、申し立てたあとそのほとんどが自主交渉によって妥結をみているが、今後の労使紛争を考えると、地労委の三者委員による立ち合

いが好ましいと考えられたからである。

以上の考え方を整理する意味で、どのような和解の内容になっているか、地方労働委員会に提出した和解協定と別途締結している労使協定について、その実例の一部を紹介しておきたい。

＜民間委託に関する和解＞

H市の実例

別紙1-1、2

Y市の実例

別紙3-1、2

＜業務命令に関する和解＞

Z市の実例

実効確保の申し立てと勧告書（別紙2-1～2-3）

ちなみに、神奈川地労委で争われた不当労働行為事件のうち、過去10年間に終結した事件の当事者双方（申立人469・被申立人154）を対象に調査をした「和解」の評価について、次のような結果がだされている（労働法学研究会報1597号、「不当労働行為事件に関する追跡調査」県地労委事務局より）。

『当該事件について和解したことの現時点における評価について「和解してよかった」としているのは、申立人65%、被申立人76%であり、いずれも高い比率を示しているが、被申立人の比率の方が申立人よりも高い。「和解すべきではなかった」は、申立人11%、被申立人1%、「その他」10%、15%、「不明」6%、8%という結果であった。

申立人が和解してよかったとしている理由としては「早期解決ができたため」（59%）が最も多く、次いで「ほぼ要求どおりの内容が実現したため」（30%）、「自主交渉の基盤ができたため」（19%）等の順となっている。また、被申立人が和解してよかったとしている理由としては、申立人と同様に「早期解決ができたた

め」（47%）が最も多く、次いで「話し合いにより問題を解決できるようになったため」（25%）等の順となっている。

当事者の双方が早期解決を求めているのは、

表-1

「不当労働行為となるもの」

使用者は次に掲げる行為をしてはならない
(労働組合法第7条)

1. 不利益取扱の禁止

(1) ①労働組合員であること、②労働組合に入ろうとしたこと、③労働組合をつくろうとしたこと、④労働組合の正当な行為をしたこと、を理由に労働者を解雇したり、賃金や昇給、昇格その他についてほかの人と差別したりして不利益の取扱をすること。

(2) 労働組合に入らないことや、労働組合から脱退することを雇用の条件とすること（これを黄犬契約という）。

2. 団体交渉の拒否の禁止

(1) 正当な理由がないのに労働組合からの団体交渉の申し入れを拒否すること。
(2) 形式的には団体交渉に応じるけれども、誠実におこなわざ実質的な内容がないこと。

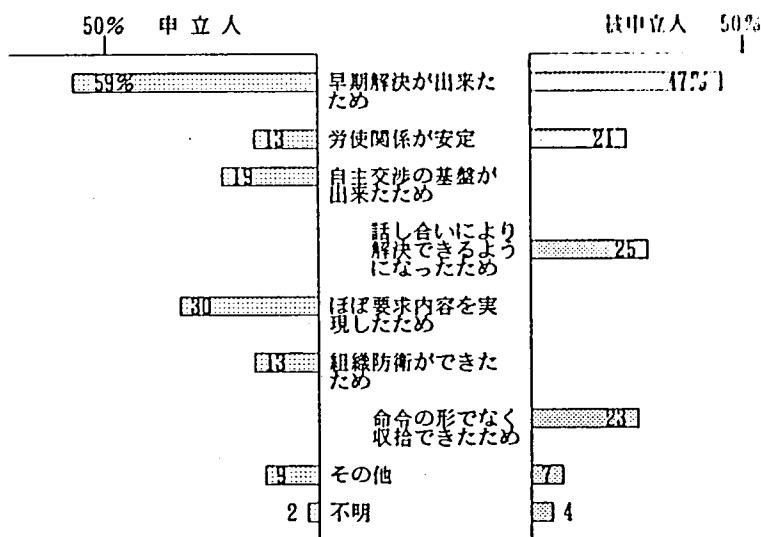
3. 支配介入の禁止

使用者が、組合結成や運営にくちばしを入れ干渉や妨害すること。またその逆に組合運営に特別な費用を出し、御用組合化をはかること。

4. 報復的な不利益取扱の禁止

労働委員会に不当労働行為の申し立てをしたことや、その審査の時の発言、証人としての発言などを理由に不利益な取扱いをすること。

和解してよかったです理由 (M. A)



経営基盤の弱い小企業のみならず大企業においても、係争が長期化すれば、それに費やす時間、人員等のロスの大きいことが双方に認識されているからという一面もある。

(2) 不当労働行為とその意思

地労委の審問にあたって当局側は、答弁書でそのほとんどが不当労働行為の意思がなかったことを述べている。

そこで不当労働行為の意思の有無の問題であるが、F市における「関与和解」にあたって、審査委員は「善意であれ、惡意であれ、やってはいけないことについて、使用者はけじめをつけることが大切である」と述べていることに注目しておく必要がある。

また、組合および組合員が当局側の行為をどううけとめどう申し立てるかが大切な鍵ということができる。

不当労働行為の争いは、幅が広く、奥が深いものであることはいうまでもないが、労働委員会は、以上の実例からみても、労働者を早期に救済する制度として充分に活用できることが実証されている。

したがって労働委員会の活用方法でいえば、刑事事件と異なり、不当労働行為の件数によって罪が重くなるというものではないので、まとめて申し立てるより、その都度、早期救済を申し立てることが大切であろう。

さらにこれまでの闘いの共通点は、当局との協約が有効になっていることであり、職場での労働慣行や職場（支部・分会）の協定書は、基本組織との連名で締結しておくことも心掛ける必要がある。

また、協約は、首長の交代があっても破棄通告がないかぎり、自治体当局との間に効力をもっていることを付記しておきたい。

1986年6月25日

自治研かながわ月報 第7号(1986年6月号, 通算71号)

発行所 社団法人 神奈川県地方自治研究センター

発行人 飛鳥田一雄 編集人 上林得郎 定価 1部 400円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1213

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になります。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (201)1213へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。